

札幌大学経営学部附属産業研究所規程

(目的及び名称)

第1条 本学経営学部には、産業経営に関する研究調査を行い、学術の向上と社会の発展に寄与するため、札幌大学経営学部附属産業経営研究所（以下「本研究所」という）を設置する。

(事業)

第2条 本研究所は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 経営実態の総合的研究及び調査
- (2) 研究員による研究活動及びその助成
- (3) 研究員の研修
- (4) 産業経営に関する資料の蒐集
- (5) 機関誌、研究、叢書、その他の出版物の刊行
- (6) 外部機関からの委託研究
- (7) 研究会、講習会等の開催
- (8) 特別指導室の設置
- (9) その他必要な事業

(研究所長)

第3条 本研究所に研究所長を置き、本学経営学部教授をもって充てる。

2. 研究所長は、本研究所を代表し、これに統括する。
3. 研究所長の任期は2年とする。但し再任を妨げない。

(運営委員会)

第4条 本研究所に運営委員会を置き、研究所長及び若干名の委員によって構成する。

2. 運営委員会は必要に応じ研究所長の招集により開催する。
3. 運営委員会は次の業務を行う。
 - (1) 第2条に定める事業に関する事項
 - (2) その他本研究所の運営に関する事項
4. 運営委員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。

(研究員)

第5条 本研究所の研究員は、本学経営学部専任教員をもって充てる。

(顧問)

第6条 本研究所は若干名の顧問を置くことができる。

(委嘱)

第7条 本研究所の研究所長、運営委員、研究員、及び顧問は学長が委嘱する。

(特別指導室)

第8条 本研究所に特別指導室を設置する。

2. 特別指導室については別に定めるところによる。

(会計)

第9条 本研究所は次の収入をもって運営する。

- (1) 大学の予算によって定めた研究所費

- (2) 寄付金
- (3) 委託研究費
- (4) その他の収入

(事務)

第10条 本研究所の事務は、本学事務局において行う。

(規程の改正)

第11条 本規程の改正は、本学理事会において行う。

付 則 1. 本規程は、昭和54年11月1日から実施する。

札幌大学経営学部附属産業経営研究所研究員名簿

(○印運営委員)

| | | | | | | | |
|-----|--------|---|-----|----|---|---|----|
| 所 長 | 森 | 杲 | 所 員 | 德 | 永 | 彰 | 作 |
| 所 員 | 穴 澤 | 務 | | 中 | 本 | 和 | 秀 |
| | ○荒 川 淳 | 三 | | 中 | 山 | 健 | 一郎 |
| | 内 田 一 | 秀 | | 成 | 瀬 | 繼 | 男 |
| | 大 森 義 | 行 | | 菱 | 村 | 寿 | 夫 |
| | 汪 志 | 平 | | ○日 | 向 | 啓 | 爾 |
| | 小 川 正 | 博 | | 平 | 尾 | 三 | 郎 |
| | 尾 田 智 | 彦 | | 星 | | 真 | 太郎 |
| | 小 原 慎 | 一 | | 前 | 林 | 和 | 寿 |
| | 久保田 敏 | 夫 | | 丸 | 川 | 桂 | 子 |
| | 小 山 春 | 修 | | 三 | 上 | 勝 | 生 |
| | 酒 井 郁 | 夫 | | 宮 | 腰 | 昭 | 男 |
| | ○佐 藤 芳 | 彰 | | 八 | 鍬 | 幸 | 信 |
| | ○佐 藤 芳 | 次 | | ○山 | 本 | | 敦 |
| | ○佐 藤 芳 | 次 | | 山 | 本 | 裕 | 一 |
| | 千 葉 博 | 正 | | 由 | 利 | 美 | 智子 |
| | 鶴 日出郎 | | | 和 | 田 | 昭 | 夫 |